

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和5年12月27日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	滋賀県
3. 市区町村名	草津市
4. 届出番号	17
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者老人
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年11月16日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	26
10. 保護評価書の名称	医療費助成に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search-T&nl_no=&kk_name=%E8%8D%89%E6%B4%A5%E5%B8%82&ev_name=%E5%8C%BB%E7%99%82%E8%B2%BB%E5%8A%A9%E6%88%90F3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99F3%82%8B%F4%BB
12. 委任関係	

執行機関名 草津市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 別表第1 第12の項 草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第1条	草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年草津市告示第11号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日	この要綱は、(重度の心身障害の状態にある老人等)が、医療等を受け、一部負担金を負担することとなる場合において、市長がこれらの者に対して(福祉施策)として福祉助成費を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱(昭和58年草津市告示第11号)高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)